

第 二 部

難聴・言語障害教育の充実に向けて

自由記述を通して見えること

宍戸 和成

(聴覚・言語障害教育研究部)

1. 分析の視点

「自由記述」については、難聴・言語障害教育の担当者がその現在及び将来について、日ごろ感じていることや意見等を自由に記述してもらうために設けた。担当者の記述を以下のように大きく七つの項目に分けて分析し、難言教育の現状や課題を検討した。

2. 結果の概要

(1) 現状認識

通級による指導は平成 5 年に制度化が図られ、本調査が実施された平成 13 年度で 9 年目を迎えた。その間、小・中学校については、第 6 次教職員配置改善計画が実施され、通級担当教員が各学校に配置されるなどして、徐々にその制度が全国に行き渡ってきた。

こうした状況において、通級による指導に対しては、「効果的なシステム」あるいは「やりがいを感じる」など、一人一人の子どもや保護者に適切に対応できることに対する担当者の肯定的な意見が見受けられる一方、「言語障害児だけでなく、学級集団に適応できない子や授業についていけなくなった子どもの通級希望が増えている」など、通常の学級で様々な課題を抱えている子どもへの個別的対応を希望する教職員や保護者の意見が見受けられるなど、通級による指導の新たな展開を期待する声もある。

また、地域差があるゆえと推測されるが、通級による指導が校内や地域で「真に理解されていない」という意見もあり、継続的に教職員同士の相互理解を図る取り組みが望まれている。

(2) 指導内容・方法に関する課題

難聴学級・教室と言語障害学級・教室とでは、課題に違いが見受けられ、難聴関係についての意見が多かった。音声の「文字化」による情報提供や通常の学級における「情報保障」についての指摘があり、難聴学級の担任が、通常の学級での指導の際に傍について補助指導を行うような取り組みも紹介されていた。また、中学校では、「取り出して個別指導」を行うなど、「学力」の向上や「生活指導」が課題となっていること、「固定制と通級制」のいずれが難聴児の教育を進めていく際に適当かという課題も見受けられた。

一方、言語障害学級・教室においては、「通常学級での支援や教科補充」に関する指導が増えているという指摘があり、これまでことばの教室等で実践されてきた内容とは異なることも求められている現状が推測される。

なお、通級による指導については、完全学校週五日制の施行に伴い、土曜日に行っていた教育相談ができなくなったことや総合的な学習の時間の導入によって各学校が「変則的な時間割の作成」になったことなどにより、通級指導教室の「時間割の組立」が難しくなったことなどの新たな課題が見受けられた。

(3) 研修に対する課題

通級による指導は少ない指導時間で最大限の指導効果が求められる教育の形態であることから、教室を担当する前に「1 年ぐらい」あるいは「2～3 か月」の専門的な指導にか

かわる事前研修が受けられるようにすることを希望する意見が多数あった。また、小学校の言語障害通級指導教室においては、「LDやADHD」の子どもや通常の学級で「配慮の必要な子ども」に対応するための研修希望が見受けられた。平成14年10月の「今後の特別支援教育の在り方について」の中間まとめで指摘されているように、通常の学級に在籍する障害の軽い児童生徒への教育的対応が進められていくとすれば、通級による指導の形態の見直しも含めて、担当者の専門性の向上により一層努めていく必要がある。

(4) 学級や教室の運営等に対する課題

通級による指導は「連携の教育」であることから、学級担任等との連携を図るためには「話し合う時間」の確保や「自由に訪問できる」システムの構築が必要であるという意見が見受けられた。言語障害通級指導教室で指導あるいは教育相談等を行っている子どもの実態が多様化している中で、個々の子どもに適切な対応を行うためには、在籍学級担任等との連携の在り方について工夫していくことが大切である。

(5) 学校経営や理解啓発等に関する課題

学校経営上の課題としては、管理職による通級による指導の理解やそれに呼応した人事異動上の配慮を望む声が多かった。「担当者の入れ替わりが激しく」「児童や保護者に不安を抱かせている」という意見もあり、担当者の指導等に対する保護者の信頼がなければ、制度自体の衰退を招きかねないと危惧された。

(6) 制度に関する課題

通級による指導が制度化され、10年近くの歳月が経ち、当初想定された仕組みと現状との齟齬が見受けられる。そこで、「対象児」「指導時間」「教育配置等」「予算や免許」「言語聴覚士との関連」「付き添い」の六つの視点を設けて記述内容を分析した。

対象児については、情緒障害通級指導教室の設置が少ないことなどの影響によるのか、言語障害通級指導教室にLDやADHD、高機能自閉症の子どもが通ってきている実態が見受けられ、こうした実際的な対応を制度的に裏付ける必要がある。また、幼児の通級を制度的に認めたり、中学校の通級指導教室を増やしたりするなどして、「一貫した教育」が可能になるような配慮を望む声も見受けられた。

指導時間については、中学校の難聴通級指導教室の場合、週当たり8単位時間では十分な指導ができにくいという意見もあり、障害種別に関係なく一律に規定していることの改善も必要であろう。

教員配置については、通級による指導の普及による対象児の急激な増加に教員配置が追いつかない現状が見受けられる。非常勤講師の配置などによる工夫もなされているが、その活用については課題も指摘されている。研修等を円滑に進めていくために、通級指導教室を複数担当にしていくことなどの工夫が望まれている。特殊教育については総合免許状の設置等が話題となっている。しかし、専門性の維持向上を図るためには、難言教育担当者向けに特化した免許状の創設等を望む声もある。専門性については、「言語聴覚士」の制度化に伴い、病院等と学校における対応の違いについて悩む意見も見受けられた。また、保護者による付き添いが困難なために通級をあきらめるケースもあるとの指摘もあった。こうした通級による指導を取り巻く状況の変化に適切に対応することも必要である。

(7) その他

通級指導教室が、単に言語障害や難聴の子どもの教育等を行うだけでなく、通常の学級で何らかの個別の教育的な対応を必要としている子どもへの指導や支援を行う機関として

位置付けられることを期待する声もあり、「特別支援教育」としての新たな施策が検討されようとする今日、これまでの通級による指導の実践に今後も期待する声を十分把握した上で、個々の子どもの教育的なニーズにできるだけ対応できる教育の場の創造が望まれる。